

発行 / 清水町
編集 / 企画課広報広聴係

市外局番は (0156)

お知らせ版

募 集

- ・自衛官を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔2〕
- ・個人向け貸付住宅の入居者を募集します・・・・・・・・〔2〕
- ・町営住宅・単身者住宅の入居者を募集します・・・・・・・・〔3〕
- ・ふれあい農園で作物を育ててみませんか？・・・・・・・・〔3〕
- ・国税専門官を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔4〕
- ・広報しみず町民モニターを募集します・・・・・・・・・・〔4〕
- ・清水町生活安全推進委員会の部会員を募集します・・・・〔4〕
- ・あげます・ゆづりてください・・・・・・・・・・・・・・・・〔4〕
- ・「交通安全専門員」(緑のおばさん・おじさん)を募集します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔4〕

お 知 ら せ

- ・子ども110番の家への登録のお願い・・・・・・・・・・〔5〕
- ・北海道総合計画を見直しました・・・・・・・・・・・・〔5〕
- ・(平成28年度～令和7年度)・・・・・・・・・・・・〔5〕
- ・犬の放し飼いはやめましょう・・・・・・・・・・・・〔5〕
- ・春の交通安全運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔6〕
- ・軽自動車税種別割の減免が受けられます・・・・・・・・〔6〕
- ・軽自動車の廃棄手続きはお済みですか？・・・・・・・・〔6〕
- ・固定資産の縦覧及び閲覧を行います・・・・・・・・・・〔7〕
- ・ベビーマッサージに参加しませんか・・・・・・・・・・〔8〕
- ・子育て支援センター事業について・・・・・・・・・・〔8〕

福 祉 ・ 健 康

- ・母子手帳アプリが変わります・・・・・・・・・・・・〔8〕
- ・4月の健康カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔9〕

図 書 館 ・ 体 育 館

- ・4月のエントランスホール展のご案内・・・・・・・・〔9〕
- ・除籍済み資料・雑誌を差し上げます・・・・・・・・〔9〕
- ・出張おはなし会にお越しください・・・・・・・・〔10〕
- ・おはなし会にお越しください・・・・・・・・・・・・〔10〕
- ・図書館ホームページの利用が便利になりました・・・・〔10〕
- ・4月学校開放利用案内・・・・・・・・・・・・・・・・〔10〕
- ・4月体育館第2競技場利用案内・・・・・・・・・・・・〔10〕
- ・4月の体育館・第1競技場利用案内・・・・・・・・・・〔11〕

【各課からのお知らせ】

- ・清水町奨学金貸付は随時受付しています・・・・〔12〕
- ・「弁護士おなやみ相談10勝」を開催します・・・・〔12〕
- ・町民と町長のふれあいトークのお知らせ・・・・〔12〕
- ・冬期間の雪捨場のお知らせ・・・・・・・・・・・・〔13〕
- ・「しみず学園」の学園生を募集します・・・・・・・・〔13〕
- ・国民年金のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・〔14〕
- ・春休み期間中の町有バスの運行時刻と経路を変更します・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔16〕
- ・4月8日からスクールバス・町有バスの運行時刻と経路を変更します・・・・・・・・・・・・〔17〕
- ・ごみ収集カレンダー・・・・・・・・・・・・・・・・〔20〕
- ・廃屋解体撤去費用を補助します！・・・・・・・・〔21〕
- ・清水町消費生活センター便り「風しみず」・・・・〔22〕
- ・「町民参加手続き」に参加しませんか？・・・・〔23〕
- ・さんさんカフェ4月の開催について・・・・・・・・〔24〕
- ・自らが学びたい講座が開設できる
「マイプラン講座」・・・・・・・・・・・・・・・・〔25〕

自衛官を募集します

募集種目	募集資格	受付期限	試験日
幹部候補生	【一般】 22歳以上26歳未満の人 【歯科】 20歳以上30歳未満の人 【薬剤科】 20歳以上28歳未満の人 ※令和5年4月1日現在の年齢	第1回 4月14日(木)まで	1次 【一般】 4月23日(土)・24日(日) 【歯科・薬剤科】 4月23日(土) 2次 5月27日(金)～6月2日(木) の間の指定する日 3次(海・空飛行要員のみ) 【海】 6月23日(木)～27日(月) 【空】 7月16日(土)～8月4日(木)
		第2回 6月16日(木)まで ※飛行要員を除く	1次 6月25日(土) ※飛行要員を除く 2次 8月1日(月)～7日(日) の間の指定する日
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の人 (32歳の方は、採用予定月の末日現在で、33歳に達していない人)	5月10日(火)まで	1次 5月21日(土) 2次 6月18日(土)・19日(日)
予備自衛官候補	一般	18歳以上34歳未満の人	4月8日(金)まで 4月17日(日)
	技能	18歳以上で国家資格免許等を有する人(資格により年齢上限は53歳未満55歳未満) ※資格等細部はお問い合わせ下さい。	

※自衛官候補生については、応募資格の年齢が採用時期によって異なります。上記の日程で自衛官を募集します。詳細については、自衛隊帯広募集案内所までお問い合わせ下さい。
 ・住所：帯広市西5条南14丁目13
 ・電話：0155-23-8718
 ・☑ obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp
 ・自衛隊帯広地方協力本部ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/>

個人向け貸付住宅の入居者を募集します

個人向け貸付住宅の入居者を募集します。

入居をご希望される人は、事前にご連絡の上、建設課までお越しください。

▼対象者

- ・清水町に住所を有する人又は有することとなる人
- ・町税を滞納していない人
- ・入居者及び同居者が暴力団員でない人
- ・町内在住の連帯保証人を1名立てられる人(3親等以内の親族の場合は町外でも可能)

▼募集期間

3月15日(火)～4月15日(金)

▼必要書類

- ・申請書(建設課にあります)
- ・入居予定者全員の住民票
- ・税金を滞納していない証明書(就学者を除く全員が必要)
- ・暴力団員であるか警察署へ意見を聴くこと同意書

▼お問い合わせ先

建設課住宅都市係
☎62・2113

◆下人舞住宅(1戸)◆

住所：清水町字人舞169番地4

号数	3号
構造	木造平屋建
面積	61.69㎡(2LDK)
建設年度	昭和58年
貸付金額	14,000円

町営住宅・単身者住宅の入居者を募集します

町営住宅及び御影単身者住宅の入居申込みは、随時受付といたしますが、次の期間については募集期間を設定し、入居申込みを受付いたします。

▼対象者 町民

▼募集期間

4月1日(金)～4月20日(水)

※これ以降は、通常通り随時受付となります。

▼必要書類

- ・申請書等(建設課・御影支所にあります)
- ・入居予定者全員の住民票
- ・入居予定者全員の所得を証明で



- ・必要書類(源泉徴収票など(写))
- ・町税を滞納していない証明書(就学者を除く全員が必要)
- ・暴力団員であるか警察署へ意見を聴くこと同意書
- ・その他、身体障がいのある人は、身体障がい者手帳など
- ※提出いただいた申込書の有効期限は、令和5年3月末までです。
- ▼提出先
建設課または御影支所
- ▼お問い合わせ先
建設課住宅都市係
☎62・2113

ふれあい農園で作物を育ててみませんか?

町では、農作業を通して、作物を育てる難しさや収穫の喜びなどを感じ、広く農業に親しんでいただくために、毎年「ふれあい農園」を開園し、希望者に畑をお貸ししています。

つきましては、令和4年度の参加希望者を次のとおり募集します。希望される人は申込書に必要事項を記載の上お申し込みください。
 ▼受付期限 4月15日(金)
 ※申込多数の場合は抽選、申込少数の場合は受付期限以降も随時受け付けます。

▼募集区画

12区画予定(1区画約24坪)

▼貸付期間

5月1日～11月15日(予定)

▼貸付費用

1区画 1千500円

▼申込・お問い合わせ先

農林課農政係
☎62・2112
FAX 62・1615

「ふれあい農園」申込書

- 住所
- 氏名
- 電話番号

国税専門官を募集します

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を次のとおり募集します。

- 受験資格
 - ①平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者
 - ②平成13年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者
- 申込期間・申込方法
 - 3月18日(金)～4月4日(月)の期間にインターネットで申込みしてください。【申込み専用アドレス】
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- 試験日時
 - ・第1次試験 6月5日(日)
 - ・第2次試験 7月4日(月)～7月15日(金)のうち指定する日
- お問い合わせ先
 - ・札幌国税局人事第2課採用担当
(☎011-231-5011 内線2315)
 - ・帯広税務署総務課(☎0155-24-2161音声案内2番)

広報しみず町民モニターを募集します

広報しみず町民モニターを募集いたします。

- 応募資格
 - ・町内在住の高校生以上の人
 - ・広報しみずに助言いただける人
- 募集人員 5名以内
- 任期 モニター依頼日から令和5年3月31日まで
- 謝礼 町指定のごみ袋(合計1,650リットル分)
- モニターの内容
 - 広報しみず(毎月)へのアンケートの回答等
- 募集期間 4月1日(金)～4月28日(木) 必着
- 応募方法
 - はがきでの郵送、FAX、電子メールで、住所・氏名・性別・年齢・電話番号を記載の上、「広報モニター希望」と書いて、広報広聴係まで送付願います。(持参でも受付いたします)
- 応募・お問い合わせ先
 - 〒089-0192 清水町南4条2丁目2番地
 - 清水町役場企画課広報広聴係
 - ☎62-2114 FAX 62-5116
 - ☒ bosyu@sun.town.shimizu.hokkaido.jp

子ども1110番の家への登録のお願い

「子ども1110番の家」は、登下校中の児童を誘拐・痴漢・事件等から守るため、平成14年から取り組んでまいりました。

皆さんのお家・お店・事業所等に「子ども1110番の家」の幟を設置することで、犯罪者・不審者への抑止力となります。安全な町となるよう、皆さんのご協力をお願いいたします。

▼お問い合わせ先

町民生活課住民生活係
☎62・11151

北海道総合計画を 見直しました (平成28年度～令和7年度)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化・脱炭素化といった動きを的確にとらえ、ポストコロナを見据えた新たな北海道が進むべき道筋を道民の皆さんと共有するため、道政の指針となる北海道総合計画を改訂しました。

清水町生活安全推進委員会の部会員を募集します

清水町生活安全推進委員会では、町民が安心して暮らせる町づくりのため、交通安全・防犯等の地域安全への取り組みを行っています。この活動の趣旨に賛同し、活動していただける部会員を募集します。(年齢・性別は問いません)

▼お問い合わせ先

町民生活課住民生活係
☎62・11151

あげます・ゆずりください

あげたい・ゆずりたいものの情報を、無償を条件に掲載します。広報レターなどに①欲しい・あげたい物②氏名③住所④電話番号を記入し、広報広聴係へ郵送、または電話にて受付けます。受け渡しは、広報広聴係を通して連絡先をお伝えし、当人同士でやりとりしていただきます。

里親探しを行います。

犬を飼育されている人は、常に次の事項を守り、愛犬が周囲の迷惑にならないように注意してください。

- ・犬の登録、狂犬病予防注射は必ず受け、登録の証となる鑑札は犬の首輪につけましょう。
- ・女関などの見やすい場所に「犬」のシールを貼りましょう。
- ・散歩などの際には、フンの後始末をして、他人に迷惑がからないようにしましょう。
- ・必ず2m以内の鎖でつなぐか、檻の中で飼いましゅう。犬の放し飼いは他人に迷惑をかけるだけでなく、野犬とみなし、掃とつ対象です。また、鎖などでつなぐときには道路など、通行人に接触しないようにしましょう。
- ・自分の敷地内でも犬が接触する恐れのあるときは、呼鈴、郵便受けなどを敷地の境界付近に移動するなど、他人に危害を与えないようにしましょう。
- ・犬の周りは常に清潔にし、臭いや害虫の発生を防ぎましょう。
- ・犬の飼育に責任をもちましょう。どうしても飼育できない場合は、町民生活課生活環境係(☎67・7555)又は十勝総合振興局

犬の放し飼いはやめましょう

改訂した計画に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立が可能となる強靱な社会システムの構築、本道が有する多彩な強味の更なる磨き上げ、カーボンニュートラルの実現やデジタル・トランスフォーメーションの本格的な加速などに取り組み、誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会を実現していきます。

▼お問い合わせ先

道庁計画推進課
☎011・204・5630

畜犬及び野犬による人又は家畜への危険防止のため、町では「畜犬取締及び野犬掃とつ条例」により野犬掃とつを実施します。

▼野犬掃とつ期間

4月1日～9月30日

▼実施区域 町内全域

▼対象となる野犬

鎖などでつなげていない犬は、全て野犬とみなして処分の対象になります。なお、飼い犬と判断できる犬は、役場で保護し飼いまや

【お楽しみ】

- ・ダイヤル式金庫(70cm×40cm)
- ・本棚
- ・整理用タンス
- ・食器棚
- ・イス 2脚
- ・ひな人形(七段かざり)

▼お問い合わせ先

企画課広報広聴係
☎62・2114

「交通安全専門員」(緑のおばさん・おじさん)を募集します

小学校児童の交通事故防止を図るため、登下校時に街頭で交通指導・誘導を行っていただける人を募集します。

▼募集人数

清水・御影ともに若干名

▼応募要件

清水・御影在住で、20歳以上の明るく元気な人(性別は問いません)

▼お問い合わせ先

町民生活課住民生活係
☎62・11151

保健環境部(北海道帯広保健所)
新得地域保健支所(☎64・5104)にご相談ください。

▼お問い合わせ先

町民生活課生活環境係
☎62・11151

町公式フェイスブックをフォローしてみませんか?

町の情報やお知らせなどをお届けしています!

あなたも町公式フェイスブックページに参加して、一緒に楽しみましょう!



北海道清水町 で検索

←左のQRコードからページに移動します!

【町公式ホームページはこちら!】

<https://www.town.shimizu.hokkaido.jp>

■お問い合わせ■

企画課広報広聴係(☎62-2114)

春の交通安全運動

4月6日～15日は春の全国交通安全運動です！

●歩行者も交通ルールを守りましょう！

4月以降は小学生の歩行中による交通事故が増加します。また、高齢者の横断歩道以外での事故が多発しています。歩行者の安全確保をし、交通事故死ゼロを目指しましょう！

●自転車は車の仲間です！

安全ルールを守って歩行者優先で乗りましょう。また、子どもはヘルメットの着用を！

●歩行者や、他の車両に対して「思いやり・ゆとり・余裕」の気持ちを持ち、ルールを守って、交通事故死ゼロ！めざせ 安全で安心な清水町！

▼お問い合わせ先

町民生活課住民活動係
☎62・1151

【必要なもの】

①廃車使用者・所有者の印鑑、ナンバープレート

②名義変更～新旧使用者・所有者の印鑑

■2輪の軽自動車(125cc超250cc以下のバイク)、2輪の小型自動車(250cc以下のバイク)、3輪、4輪兼用、4輪貨物は、軽自動車検査協会(帯広市西19条北1丁目8-11)で手続きを行ってください。

【必要なもの】

①廃車～車検証、使用者・所有者の印鑑、ナンバープレート

②名義変更～車検証、新旧使用者・所有者の印鑑、新使用者・所有者の住民票もしくは印鑑証明書

▼お問い合わせ先

・税務課町民税係 ☎62・1152
・軽自動車検査協会帯広事務所
☎050・33816・1768

軽自動車税種別割の減免が受けられます

身体等に障がいをお持ちの人が使用する軽自動車又は通院や送迎等、身体等に障がいのある人のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまるものは、申請により軽自動車税の種別割の減免を受けることができます。

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○		
聴覚障害		○	○	○	○	
平衡機能障害			○	○		
音声機能障害			○(※)	○		
上肢不自由	○	○	○	○		
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害	○	○	○	○	○	○
じん臓機能障害	○	○	○	○	○	○
呼吸器機能障害	○	○	○	○	○	○
ぼうこう・直腸機能障害	○	○	○	○	○	○
小腸機能障害	○	○	○	○	○	○
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	○	○	○
肝臓機能障害	○	○	○	○	○	○

(※) 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。

◎減免の対象となる人

- ◆身体障害者手帳の交付を受けている人(上記表参照)
- ◆療育手帳の交付を受けている人
- ◆精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

◎減免に必要なもの

自動車検査証、自動車運転免許証、手帳(身体・精神・療育等)、印鑑、通院・通学を確認できる書類(病院の診察券等)、マイナンバー確認書類

※課税免除等が受けられる自動車は、身体障害者1人につき自家用の自動車1台に限られます。

▼お問い合わせ先

税務課町民税係 ☎62・1152



軽自動車の廃棄手続きはお済みですか？

原動機付自転車や軽自動車等に對する軽自動車税は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。そのため、4月2日以降に廃棄や名義変更をされても、月割り課税の制度はなく、その年分の税金を納めていただきます。

次の手続きをした人は要注意！

- ・車両を廃棄処分した人
- ・廃棄処分だけでは登録が残ることになります。すみやかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人等に譲渡した人

譲渡した場合は名義の変更が必要ですが、手続き漏れの場合は、譲渡する前の所有者に納税通知書が送られます。

車両の廃車・名義変更の手続きは

■原動機付自転車(125cc以下のバイク)、小型特殊自動車(トラクター等)は、役場税務課または御影支所で手続きを行ってください。

固定資産の縦覧及び閲覧を行います

○縦覧帳簿の縦覧

この制度では町内に所在する土地や家屋の評価額が縦覧でき、自分の土地や家屋の評価額と比較することで評価の適正さを確認できます。この縦覧のために「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」(所有者と税額は記載されていません)を用意しています。

▼期間 4月1日(金)～5月31日(火)

(ただし、土・日曜日・祝日を除きます) 8時45分～17時30分

▼場所 税務課

▼対象

納税義務者本人及び納税管理人

▼縦覧帳簿の内容

- ・土地価格等縦覧帳簿～所在、地番、地目、地積、価格
- ・家屋価格等縦覧帳簿～所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

▼手数料 無料

○課税台帳の閲覧

納税義務者本人のほか、借地人・借家人や固定資産を処分する権利を有する一定の人は、「固定資産

課税台帳等」に記載された内容(借地人・借家人の方は対象の固定資産の課税内容)を確認できます。

▼期間

4月1日(金)～令和5年3月31日(金) (ただし、土・日曜日・祝日を除きます) 8時45分～17時30分

▼場所 税務課

▼対象

- ・本人及び同居の親族
- ・代理人「代理権を明らかにできる書類(委任状)を持参」
- ・借地・借家人等の使用及び収益の権利等を有する人「契約書等権利関係を示す書類を持参」

▼閲覧手数料

縦覧期間中は無料となります。

○納税通知書の発送予定日

5月10日(火)予定

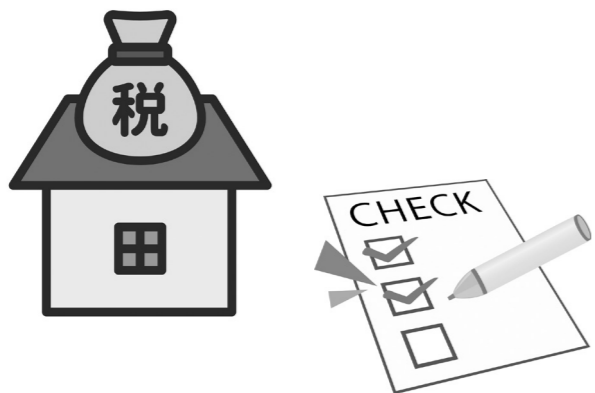
○審査申出

納税通知書の交付を受けた日の後3か月までの期間、固定資産評価審査委員会へ決定価格の審査を申し出ることができます。

※ご不明な点がありましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。

◆お願い◆

固定資産は、皆さんの大切な財




4月の健康カレンダー

	日	時	対象	会場
乳幼児健康相談	14日(木)	14時00分～16時00分	乳幼児	保健福祉センター
2か月児相談	28日(木)	10時00分～	令和4年2月生	保健福祉センター
乳児健診 BCG	相談日	15日(金)	令和3年11月生 令和3年5月生	保健福祉センター
	診察日	22日(金)		
7～8か月児相談 (ブックスタート)	26日(火)	9時40分～9時50分受付 ※受付時間は対象者に別途通知します。	令和3年8月1日～9月30日生	保健福祉センター
1歳2か月児相談	14日(木)	13時00分～	令和3年2月生	保健福祉センター

※骨粗しょう症検診を毎週水曜日に清水赤十字病院で行っています。対象は18歳以上の女性です。前日までに病院にお申し込みください。(清水赤十字病院 ☎62-2513)

※こころの健康相談を保健所で、毎月第2火曜日と毎月第4木曜日に行っています。ご本人やご家族からの相談をお受けします。予約制ですので、帯広保健所又は保健福祉センター窓口までご連絡ください。(専用電話0155-21-9110)



< 予防接種 > 事前に接種医療機関へ予約してください。

定期の予防接種	4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、2種混合(ジフテリア・破傷風)、不活化ポリオ、ロタウイルス、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、麻しん(はしか)風しん混合、水痘(水ぼうそう)、日本脳炎、子宮頸がん予防、高齢者の肺炎球菌
任意の予防接種	おたふくかぜ ※保護者と本人が医師と相談し、ワクチンの効果や副反応について、十分理解した上で接種するか否かを決めてください。
接種医療機関	清水赤十字病院、だい内科医院、前田クリニック(ロタウイルス以外)、御影診療所(ロタウイルス以外)
接種料金	高齢者の肺炎球菌は、町が一部負担します。その他の予防接種は、町が全額負担します。


■お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係 ☎67-7320

ベビーマッサージに 参加しませんか

ベビーマッサージとは、裸の赤ちゃんの全身を優しくマッサージするものです。お子さんの発育や情緒の発達をうながす効果があります。また、育児のストレスをやわらげ、楽しくお子さんと向き合う時間をもつことができます。目と目を合わせながらの優しいタッチでお子さんへ「大好き」の気持ち伝えてみませんか。

▼対象 おおむね生後1か月から
▼日時 毎月第1～4木曜日(第5週目はお休みです) 11時～11時30分
▼場所 保健福祉センター
▼持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、オムツ
▼その他 事前申し込みの必要はありません。直接会場へお越しください。参加は無料です。参加回数に制限はありません。

▼お問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎69-2226



子育て支援センター事業について

令和4年4月の子育て支援センター事業を次のとおり行います。

■げんきひろば 9:30～11:30 げんき
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。

■御影げんきひろば 10:00～11:30 御影げんき
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。

■PMげんき 13:30～15:30 PMげんき
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
※げんきひろばのスペースを開放します。

■ベビーマッサージ 11:00～11:30 ベビマ
※おおむね生後1か月から
※持ち物 バスタオル、小さめのレジャーシート(おしっこ防水シート)、おむつ

■ファミリーデー 9:30～11:30 ファミリー
※0歳～就学前の子とその保護者が対象です。
◎会場は、保健福祉センターです。
◎御影げんきひろばの会場は御影改善センターです。
◎詳しくは、子育て支援センター(☎69-2226)までお問い合わせください。
◎第5週目はお休みです。

子育て支援センター事業カレンダー 令和4年4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5 げんき 御影げんき PMげんき	6 げんき	7 げんき ベビマ PMげんき	8 げんき PMげんき	9
10	11	12 げんき 御影げんき PMげんき	13 げんき	14 げんき ベビマ PMげんき	15 げんき PMげんき	16 ファミリー
17	18	19 げんき 御影げんき PMげんき	20 げんき	21 げんき ベビマ PMげんき	22 げんき PMげんき	23
24	25	26 げんき 御影げんき PMげんき	27 げんき	28 げんき ベビマ PMげんき	29	30

■お問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎69-2226

4月のエントランスホール展のご案内

4月の展示は、帯広市在住の「ゆびの音」さんの作品展です。着物や日本手ぬぐいをリメイクして作ったタペストリーや洋服などを展示します。古布に新たな息吹を吹き込んだ作品をぜひご覧ください

▼「お着物再生 ゆびの音作品展」
▼展示期間 4月3日(日)～4月28日(木) 10時～18時
※火曜・祝日は休館です。
▼お問い合わせ先 図書館 ☎62-3030

**除籍済み資料・雑誌を
差し上げます**

清水町図書館では、保存期限切れ等の理由で除籍した資料や雑誌を町民の皆さんへ無料で提供します。どうぞご利用ください。

▼実施期間 4月15日(金)～4月21日(木) 10時～18時
※火曜・祝日は休館です。
▼実施場所 図書館正面玄関内
▼お問い合わせ先 図書館 ☎62-3030

母子手帳アプリが 変わります


「母子手帳アプリ」での情報配信は、令和4年3月末をもって終了いたします。

なお、今までご登録いただいた情報(成長日記)や「健診の記録」は引き続き利用できます。令和4年4月からは、「母子モ」アプリ(無料)で乳幼児健診やひろば等の最新情報をお届けいたします。

ぜひ、「母子モ」アプリをダウンロードしてご利用ください。


▼お問い合わせ先 保健福祉課健康推進係 ☎67-7320

旧アプリ




→

新アプリ



下記のQRコードからダウンロードできます!



4月 体育館・第1競技場利用案内 [体育館 ☎62-2913]

		第1競技場												
		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
1	金										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会		
2	土											一般開放		
3	日											一般開放		
4	月										バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会		
5	火									サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン			
6	水									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	剣道少年団			
7	木									サッカー少年団	JOY すぽべケレベツ バレーボール協会			
8	金									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会			
9	土											一般開放		
10	日											一般開放		
11	月									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会			
12	火									サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン			
13	水									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	剣道少年団			
14	木									サッカー少年団	JOY すぽべケレベツ バレーボール協会			
15	金									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会			
16	土											一般開放		
17	日											一般開放		
18	月											休館日		
19	火									サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン			
20	水									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	剣道少年団			
21	木									サッカー少年団	JOY すぽべケレベツ バレーボール協会			
22	金									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会			
23	土											一般開放		
24	日											一般開放		
25	月									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バレーボール協会			
26	火									サッカー少年団	バドミントン協会 ジュニアバドミントン			
27	水									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	剣道少年団			
28	木									サッカー少年団	JOY すぽべケレベツ バレーボール協会			
29	金									バスケットボール少年団 朝日バレー少年団	バスケットボール協会 バドミントン協会			
30	土											一般開放		

体育館をご利用のみなさんへ

*体育館を専用使用したい団体は、3か月前の月の初日から5日前まで受付けますので、体育館へお申し込みください。
*自由時間帯は、一般開放予定ですが、団体使用及び大会等が入ることがありますので、事前にお問い合わせください。

■ 大会・行事等 □ 団体専用使用
■ 一般開放 □ 自由

*一般開放の時間は、ソフトバレー・バドミントン・卓球等の用具を貸し出ししていますのでご利用ください。
また、サッカーの練習等ボールを蹴る行為はご遠慮ください。

利用予定は、NPO法人清水町体育協会のブログで随時お知らせしています。「マイとかち 清水町体育協会」で検索してください。

図書館カレンダー

4月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

□ は休館日 ■ はおはなし会

図書館ホームページの利用が便利になりました!

町図書館の本の検索がパソコン・スマートフォンからできるようになりました。
さらに「マイページ」にご登録いただくと、ご自身で本の予約や貸出状況などの確認ができます。
※マイページへの登録は図書館窓口または電話でお申込みが必要です。
【お問い合わせ先】
図書館 ☎62-3030



←図書館HPはこちらから!

出張おはなし会にお越しください
図書館職員が出張し、おはなし会を開催します。
子どもから大人まで楽しめるお話を用意していますので、ぜひ、お越しください。
なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、参加する際は、マスクの着用と老人福祉センター受付でのお名前と連絡先の記入にご協力ください。
▼日時 4月16日(土)
13時30分～14時まで
▼場所 老人福祉センター
▼お問い合わせ先
図書館 ☎62-3030

おはなし会にお越しください

恐竜がテーマのおはなし会を行います。強くてかっこいい恐竜のお話をお楽しみください。また、参加者には恐竜のぬり絵をプレゼントします。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、参加する際はマスクの着用と受付でのお名前・連絡先の記入にご協力ください。
▼日時 4月23日(土)
11時30分～12時まで
▼場所 図書館(1階幼児コーナー)
▼お問い合わせ先
図書館 ☎62-3030

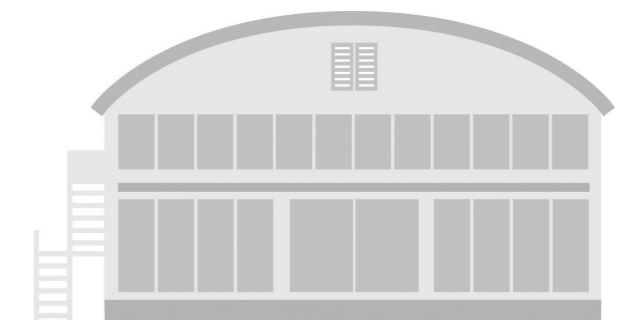
4月学校開放利用案内

		18:00~19:30	19:30~21:30
清水小学校	日		
	月		
	火		
	水	サッカー少年団	
	木		
	金		
清水中学校	日	18:00~19:30	19:30~21:30
	月		
	火	サッカー少年団	
	水	サッカー少年団	
	木	サッカー少年団	
	金	剣道少年団 (18時~21時)	
土			

4月 体育館第2競技場利用案内

卓球協会 毎週 火・木曜日 19:30~21:30	卓球少年団 毎週 火・木曜日 18:00~19:30
毎週 土曜日 18:00~21:30	毎週 土曜日 9:00~13:00
ピンポン同好会 毎週 日曜日~金曜日 10:00~12:00	卓球友の会 毎週 月・水・金曜日 13:30~15:30
剣道少年団 毎週 水・金曜日 18:00~21:30	

※4月18日(月)は休館日です。

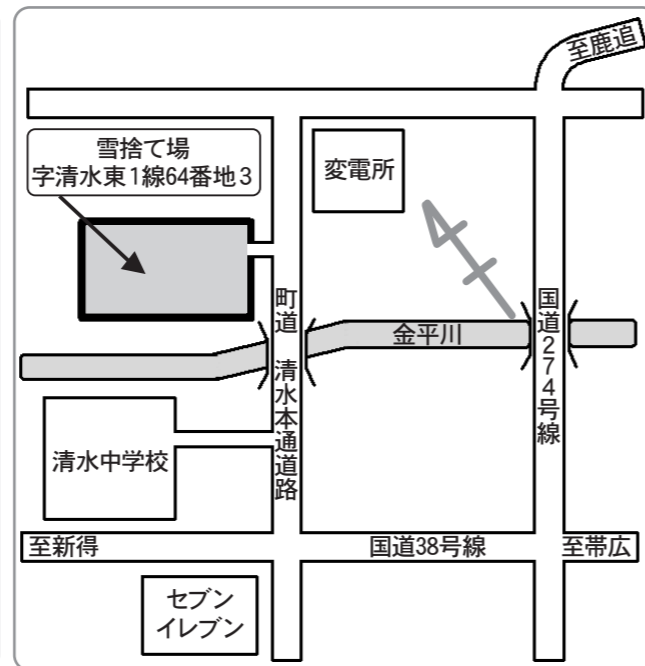
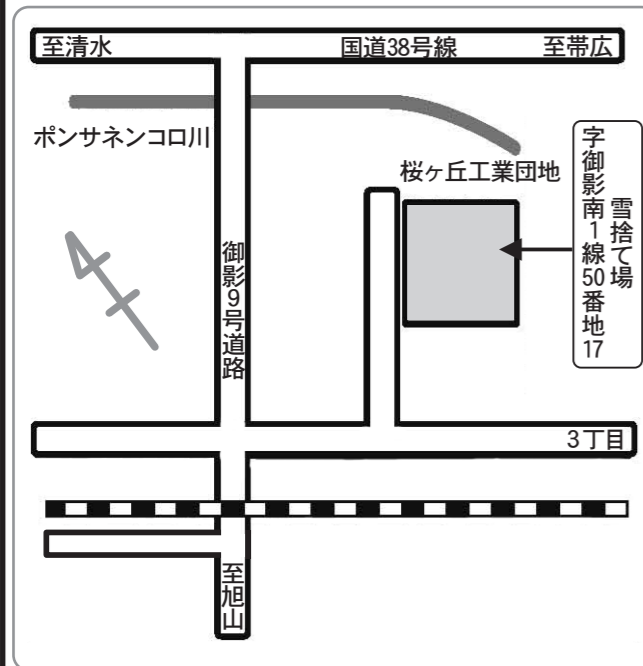


冬期間の雪捨場のお知らせ

冬期間において、清水・御影市街地に雪捨場をそれぞれ設けますので、ご利用ください。

◆御影市街地
◇字御影南1線50番地17 (桜ヶ丘工業団地内)

◆清水市街地
◇字清水東1線64番地3



※雪捨て場には、雪以外のものは捨てないでください。また、雪を捨てるときは、奥から捨て、手前に置いていくようなことはしないでください。【お問い合わせ先】建設課土木管理係 (☎62-2113)

【お願い】 通行や除雪の妨げとなる路上駐車はやめましょう

冬期間の路上駐車は除雪作業の妨げとなります。雪に埋もれた車に気付かず接触してしまうことや、近所間でのトラブルの原因にもなります。さらに、消防車・救急車といった緊急車両の通行ができなくなり、命に関わることも考えられます。路上駐車に限らず、歩道上での駐車も、通学路をふさいでしまい、子どもたちが歩道を歩けない状態になります。歩道上での駐車は交通違反となることがあります。歩道上での駐車や長時間の路上駐車は絶対にやめましょう。

■お問い合わせ先 町民生活課住民活動係 (☎62-1151)・建設課土木管理係 (☎62-2113)

「しみず学園」の 学園生を募集します

毎月1回、午前中は知識や教養を高める各種講義を受講し、午後には手芸やダンスなど11種類のクラブにわかれて活動する「しみず学園」の学園生を募集します。(※現在加入している方には別途案内) 令和4年度は通常の学習会以外に、修学旅行等も予定しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により内容の変更や中止となる場合があります。

- 開催日時 令和4年4月19日～令和5年3月7日 (毎月1回) 9時～14時30分
- 会場 文化センター
- 対象者 満60歳以上の町内在住者
- 費用 前期2,000円・後期3,000円 (お弁当代金を含む) ※修学旅行代金は参加者のみ別途負担。
- 申込方法 4月5日(火)までにお電話にて申込みください。 ※以降は随時受付しています。
- 申込み・お問い合わせ先 社会教育課社会教育係 (☎62-5115)

清水町奨学金貸付は随時受付しています

清水町奨学金貸付制度は、年間を通して随時受付しています。本制度は、十分な能力がありながら経済的理由で就学困難な学生又は生徒に学資を貸付するとともに、本町の振興と発展に必要な人材の育成を図る目的で貸付しています。

奨学金貸付制度

■お問い合わせ先 学校教育課学校教育係 ☎62-5138

- ▼対象者
 - (1) 大学(短大・大学院含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修業年限2年以上の国公立学校)に在学する人
 - (2) 身体が健康で、向上心があり、行いが善良な人
 - (3) 経済的な理由により奨学金を必要としている人
 - (4) 保護者が町内に在住している人

▼申請方法 随時受付しています。 ※新入学生には、入学前(年度前)貸付を行います。

- ▼貸付金額 ※利子は無利子です。
 - (1) 大学生、専修学校生(専門課程)
 - ・入学金 限度額 30万円
 - ・修学金 月額 5万円以内
 - (2) 高等学校生、高等専門学校生、専修学校生(高等・一般課程)、各種学校生
 - ・修学金 月額 1万円以内

▼償還方法 10年間の均等償還です。ただし、卒業後に町内に居住し、職種や勤務先(町外可)を問わず、5年間就業(本町の町民税が課税されることが条件です)し、その後も引き続き就業の意志がある場合には、返済額の全部又は一部が免除されます。

貸付対象者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)基準

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	790万円以下	590万円以下
2人	890万円以下	680万円以下
3人	990万円以下	770万円以下
4人	1090万円以下	860万円以下
5人	1190万円以下	960万円以下

(注) 申請者を除く生計を一にする就学者がいる場合は上記年間収入(所得)に1.3を乗じた額を基準とする。

町長と直接対話してみませんか?

町民と町長のふれあいトーク

4月の開催日 4月8日(金)

町では、町政への提言、要望などを町長と話す「町民と町長のふれあいトーク」を毎月開催しています。

ふれあいトークの実施方法として、対面のほか、電話またはリモートでの受付も行っています。申込みの際に、①希望する時間帯、②人数、③トークの概要、④実施方法(対面・電話・リモート)を企画課広報広聴係まで事前に連絡をお願いします。(リモートでの申込締切日:3月31日)

来庁いただく場合は、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止対策にご協力いただけますようお願いいたします。

■お申込み・お問い合わせ先 企画課広報広聴係 (☎62-2114)

「弁護士おなやみ相談 in 十勝」を開催します

釧路弁護士会では、法律事務所が開設されていない道内の市町村を対象に、無料で相談を受けする「弁護士おなやみ相談」を開催しますので、ぜひご利用ください。

なお、令和4年度はこの他に5・8・10・11月にも開催を予定しています。

- 対象者 町内在住者及び町内事業所勤務者優遇
- 定員 6名(事前予約制、1人あたり30分)
- 日時 4月5日(火) 13時～16時
- 会場 役場1階 町民相談室1
- 費用 無料
- 必要なもの 相談に関する書類等がありましたらご持参ください。
- 申込先 釧路弁護士会帯広会館 ☎0155-66-4877 ※4月4日(月)までにお申込みください。
- お問い合わせ先 町民生活課住民活動係 ☎62-1151

国民年金のお知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度について

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、「所得が少ない」「失業した」「学生で収入がない」などの理由で保険料を納めることが難しい場合もあります。

そのような場合、未納にせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」や「学生納付特例制度」の手続き（申請）をしてください。

○未納のままにしておく…

障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合や将来的に老齢基礎年金を受けられない場合があります。

●学生納付特例制度とは

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請後に承認されると在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※学生とは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）などに在学する学生等です。

【保険料免除・納付猶予と学生納付特例の申請方法】

役場町民生活課・御影支所又は帯広年金事務所に申請ください。必要な書類など、詳しくは申請先にお問い合わせください。

付加年金の加入のご案内

国民年金の一般保険料に加えて付加保険料（月々400円）を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。付加年金への加入をご検討ください。

【付加年金の加入方法】

役場町民生活課・御影支所にお申し込み、お問い合わせください。

○保険料免除や納付猶予になった期間は、老齢基礎年金の受給資格期間10年間（※平成29年8月から10年間に短縮されました）に算入されます。ただし、年金額を計算するときは、保険料全額免除の場合、保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。※納付猶予・学生納付特例になった期間は年金額には反映されません。

○申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

●保険料免除・納付猶予制度とは

1 保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

このほか、保険料免除制度には届出すれば全額免除となる「法定免除」（障害年金1・2級、生活保護など）があります。詳しくは役場町民生活課にお問い合わせください。

2 保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出いただき、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

※平成28年7月より、対象者が30歳未満から50歳未満の方に拡大されました。

※学生の方は申請による保険料免除・納付猶予制度を利用できません。学生納付特例制度を利用してください。

免除された国民年金保険料を追加で支払いたいとき

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料は、後から納付（追納）することで、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。なお、老齢基礎年金の受給権者は、保険料の追納ができません。

○追納に関する注意事項

- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除や猶予の期間に限られています（例えば、令和3年4月分は10年後の令和13年4月まで）。
- ・承認等をされた期間のうち、原則古い期間から納付していただきます。
- ・保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早目の追納をお勧めします。

【追納の手続き方法は】

役場町民生活課・御影支所又は帯広年金事務所にお申し込み、お問い合わせください。

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります！

国民年金第1号被保険者が出産した場合には、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。産前産後として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

また、保険料をすでに前納している場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方等を含みます）

○届出期間

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

また、出産後でも届出することができます。

【産前産後期間の免除の手続き方法は】

役場町民生活課・御影支所又は帯広年金事務所にお申し込み、お問い合わせください。

予約相談をご利用ください！

年金相談・お手続きに年金事務所へ行く際には、予約相談をご利用ください。窓口で長時間お待ちいただくようなこともなく、お客様のご都合にあわせて、相談内容にあったスタッフが事前に準備をして対応してくれます。予約相談希望日の1か月前から前日まで受付していますので、ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をお手元にご準備ください。

- ◇予約相談の開始時間帯 8時30分～16時（月～金曜日）
9時30分～15時（土曜日開所日）
8時30分～18時（延長開所日）

※時間帯や開所日につきましては、各年金事務所が違う場合がありますので、予約の際にご確認ください。

◇予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

☎0570-05-4890【受付時間 月～金（平日）8時30分～17時15分】

※お近くの年金事務所でも受付しています。

【お問い合わせ先】

町民生活課戸籍住民係 ☎0156-62-1151、御影支所 ☎0156-63-2111、
帯広年金事務所 ☎0155-25-8113

4月8日からのスクールバス・町有バスの運行時刻と経路を変更します

4月8日（金）から、スクールバスと町有バスの運行時刻と経路を変更します。

◆運行日

4月8日から来年3月末までの月～金曜日。ただし、祝日及び小・中学校の長期休業期間は運休します。

小・中学校の夏休み・冬休み期間中は、町有バスの運行日と時刻・経路を、その都度、広報お知らせ版に掲載しますので、ご確認ください。

◆乗車券

高校生や一般の方が乗車される際には、町有バス乗車券（無料）が必要です。乗車券をお持ちでない方は、役場町民生活課戸籍住民係又は役場御影支所で手続きをお願いします。

お問い合わせ先

学校給食センター業務係 ☎62-2616

人舞－北熊牛線

時間	停留所	時間
7:09	道道熊牛17号	16:01
7:17	美蔓24号	16:09
7:22	道道熊牛28号	16:14
7:23	北熊牛成松宅前	16:15
7:28	熊牛西4線25号	16:20
7:29	熊牛西4線24号	16:21
7:31	熊牛西4線22号	16:23
7:33	人舞東1線14号	16:25
7:35	人舞東1線17号	16:27
7:37	人舞基線18号	16:29
7:40	人舞西1線16号	16:32
7:44	人舞基線13号	16:36
7:46	人舞神社前	16:38
7:48	人舞基線8号	16:40
7:56	清水中学校前	15:40
8:00	高校グラウンド横 清水小学校	15:45
8:04	清水町役場前	15:50

美蔓線

時間	停留所	時間
7:09	熊牛西1線国道	16:01
7:13	美蔓西24線17号	16:05
7:16	美蔓西24線21号	16:08
7:17	美蔓西23線21号	16:09
7:20	美蔓西23線18号	16:12
7:22	美蔓泉谷宅前	16:14
7:23	美蔓福祉館前	16:15
7:25	美蔓西21線15号	16:17
7:27	美蔓西19線15号	16:19
7:29	日本酪農前	16:21
7:32	美蔓防風道路	16:24
7:38	熊牛西1線15号	16:30
7:39	熊牛西1線14号	16:31
7:41	道道熊牛15号	16:33
7:42	熊牛伊藤商店前	15:59
7:45	人舞郵便局前	15:56
7:52	清水中学校前	15:40
7:56	高校グラウンド横 清水小学校	15:45
8:01	清水町役場前	15:50

御影・清水線

時間	停留所	時間
8:15	世代間交流センター	15:08
8:23	国道上清水3号	15:03
8:30	清水町役場前	14:53
8:34	十勝清水駅前	14:49
8:35	清水本通3丁目	14:48
8:38	給食センター前	14:45

春休み期間中の町有バスの運行時刻と経路を変更します

小・中学校の春休み期間中（3月25日～4月7日）、町有バスの運行時刻と経路を変更します。利用の際はご注意ください。

◆運行日

清水方面、御影方面ともに、3月25日（金）、29日（火）、4月1日（金）、5日（火）の4日間運行します。（火曜日、金曜日のみ運行）

お問い合わせ先

学校給食センター業務係 ☎62-2616

松沢－御影線

時間	停留所	時間
9:32	熊牛西2線6号	14:48
9:34	松沢旧上野商店前	14:45
9:37	御影常盤入口前	14:40
9:39	世代間交流センター	14:37
9:40	御影診療所	14:36

旭山－御影線

時間	停留所	時間
9:59	旭山東郷愛十字路	14:26
10:01	大矢商店前	14:22
10:03	旭山中野橋前	14:20
10:11	世代間交流センター	14:14
10:12	御影診療所	14:13

清水－御影線

時間	停留所	時間
10:15	世代間交流センター	14:08
10:20	国道上清水3号	14:03
10:30	清水町役場前	13:53
10:34	十勝清水駅前	13:49
10:35	清水本通3丁目	13:48
10:38	給食センター前	13:45

松沢－中熊牛－下人舞線

時間	停留所	時間
8:52	松沢旧上野商店前	13:27
8:55	熊牛西2線7号	13:24
8:57	熊牛道々9号	13:22
8:59	熊牛道々12号	13:20
9:02	熊牛伊藤商店前	13:17
9:05	人舞郵便局前	13:14
9:08	下人舞福祉館前	13:10
9:09	下人舞橋本宅前	13:08
9:17	清水町役場前	13:00

美蔓－人舞－下佐幌線

時間	停留所	時間
9:00	美蔓11号	15:10
9:03	美蔓福祉館前	15:07
9:06	美蔓西24線17号	15:04
9:09	美蔓西23線21号	15:01
9:15	北熊牛公会堂前	14:55
9:18	きたくま文化蔵前	14:52
9:19	熊牛20号	14:51
9:25	人舞神社前	14:45
9:27	人舞基線13号	14:43
9:31	下佐幌東2線18号	14:39
9:32	下佐幌基線18号	14:38
9:33	下佐幌基線16号	14:37
9:35	下佐幌基線12号	14:35
9:40	清水町役場前	14:30

旭山線		
時間	停留所	時間
7:40	旭山5号	16:00
7:44	郷愛中央支線入口	16:04
7:47	大矢商店前	16:01
7:49	旭山中野橋前	15:59
7:51	御影南7線9号	15:57
7:52	御影南6線9号	15:56
7:54	千歳公会堂前	15:54
7:58	御影南3線8号	15:49
8:00	御影南3線9号	15:48
8:04	御影小学校 世代間交流センター	15:44
8:06	御影診療所	15:42
8:08	御影中学校	15:40

松沢・大和線		
時間	停留所	時間
7:26	松沢西2線2号	16:23
7:27	松沢西2線3号	16:20
7:30	松沢西2線6号	16:17
7:33	松沢東1線5号	16:14
7:35	旧松沢小学校前	16:12
7:39	熊牛東3線0号	16:08
7:47	御影大和5号	16:00
7:58	御影南2線丁字路	15:49
8:03	御影小学校 世代間交流センター	15:44
8:05	御影診療所	15:42
8:07	御影中学校	15:40

羽帯線		
時間	停留所	時間
7:19	羽帯北1線14号	16:27
7:22	羽帯南1線16号	16:24
7:23	ともに共同作業所前	16:23
7:26	羽帯国道14号	16:21
7:31	羽帯南4線16号	16:15
7:34	羽帯南5線15号	16:12
7:35	羽帯南5線16号	16:11
7:38	羽帯南6線16号	16:08
7:39	羽帯南7線16号	16:07
7:43	御影南10線15号	16:03
7:46	御影南7線14号	15:59
7:47	御影南6線14号	15:57
7:48	御影南6線12号	15:56
7:50	御影南6線10号	15:54
7:51	御影南5線10号	15:52
7:53	御影南4線12号	15:51
7:55	御影南3線12号	15:49
8:02	御影小学校 世代間交流センター	15:44
8:04	御影診療所	15:42
8:06	御影中学校	15:40

石山・北清水・神居線		
時間	停留所	時間
7:32	国道石山13線	16:14
7:44	北清水4線14号	16:02
7:50	清水学童クラブ前 清水小学校	15:45
7:54	清水基線14号横	15:52
8:00	清水神社	15:46

熊牛・下人舞線		
時間	停留所	時間
7:20	道道熊牛藤本宅前	16:06
7:21	道道熊牛9号	16:07
7:22	道道熊牛8号	16:08
7:23	道道熊牛7号	16:09
7:28	旧松沢小学校前	16:14
7:34	熊牛基線9号	16:20
7:35	熊牛西1線9号	16:21
7:36	熊牛西1線10号	16:22
7:39	熊牛福祉館前	16:25
7:43	下人舞橋本宅前	16:29
7:46	下佐幌基線4号	16:32
7:56	清水中学校	15:40
8:00	高校グラウンド横 清水小学校	15:45
8:05	清水町役場前	15:50

上清水線 2		
時間	停留所	時間
7:41	上清水5号有働宅入口	15:59
7:45	上清水第2会館前	15:56
7:51	上清水6線8号	15:52
7:58	清水学童クラブ前 清水小学校	15:45
8:02	清水中学校前	15:40

下佐幌線 2		
時間	停留所	時間
7:25	下佐幌基線10号	16:12
7:34	清水学童クラブ前 清水小学校	16:03

上清水・下佐幌線		
時間	停留所	時間
7:19	下佐幌西1線16号	16:00
7:22	下佐幌西2線19号	16:03
7:24	下佐幌西1線20号	16:05
7:26	下佐幌東2線20号	16:07
7:28	下佐幌東1線19号	16:09
7:31	下佐幌西1線18号	16:12
7:33	下佐幌基線16号	16:14
7:45	上清水2線5号	16:26
7:46	上清水3線5号	16:27
7:58	清水学童クラブ前 清水小学校	15:45
8:00	清水中学校前	15:40

讃岐線		
時間	停留所	時間
7:41	清水基線7号	15:56
7:42	讃岐会館前	15:55
7:44	清水1線7号付き	15:53
7:54	清水中学校	15:40
7:56	清水学童クラブ前 清水小学校	15:45

東団地・清和団地方面		
時間	停留所	時間
7:42	元田村食品センター東店横	
7:45	十勝清水防災ステーション裏 清水小学校	

廃屋解体撤去費用を補助します！

快適で良好な生活環境の中で町民が安心して暮らせるよう、火災や災害・犯罪等の発生が懸念され被害が波及する恐れのある家屋等の解体撤去にかかる経費について、町から補助金を交付します。

事業区域 この補助金は、住宅隣接地域で廃屋の倒壊や火災、犯罪の助長など第三者への被害等を防止するため、対象区域は、下水道認可計画区域及び、御影集落排水処理計画区域（以下「市街地」という。）とします。

補助対象事業

補助金の対象は、次の全てに該当する家屋の解体撤去の費用です。

- ①個人が所有する、住宅、物置・車庫、塀・囲い等の用途としての機能を有さなくなったもの。
- ②町内の事業者により解体撤去を実施するもの。
- ③解体撤去後に跡地利用計画があるか、または常に清潔に管理されること。
- ④土地所有者が管理できない場合は、適正な管理ができる土地管理人を指定すること。
- ⑤公的補償費の対象家屋等ではなく、かつ、関連または重複する補助がないこと。
- ⑥補助申請者が家屋等の建て替えのために行う解体ではないこと。
- ⑦事業の用に供していた家屋等ではないこと。
- ⑧補助金申請時において1年以上居住していないこと。
- ⑨建築後おおむね25年以上経過していること。
- ⑩町税等の滞納がないこと。

補助金額

①住宅、物置・車庫は1㎡あたり7,000円を撤去費用の上限として、算出された額の2分の1を補助します。(50万円を限度とする。)

【算出例】
・木造2階建て（延べ床面積 99.5㎡）
⇒99.5㎡×7,000円=696,500円（撤去費用）
696,500円×1/2=348,000円（補助金額）
※千円未満切り捨て

②塀・囲い等は、撤去費用に要する額の2分の1を補助します。(10万円を限度とする。)
※実際の解体費用ではありませんのでご注意ください。

【算出例】
・塀
⇒163,000円×1/2=81,500円（対象費用）
81,000円（補助金額）
※千円未満切り捨て

募集・実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
※予算の都合上、この補助金限度額は年度内300万円となっています。補助対象事業の受付は書類の整備が整った順となります。また、年度途中であっても予算が無くなった場合は、その時点で終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

実施上の注意点

建物の解体を実施するには、解体に伴う産業廃棄物の収集運搬許可、産業廃棄物の中間処理業または最終処分業の許可が必ず必要です。(北海道知事許可)

※補助金の交付を受けるには、解体等に着手する前に、補助金等申請書を提出し、町から事業認定を受けなければなりません。

解体費用につきましても、これら産業廃棄物の処理料金が加算されます。

※無許可業者による収集運搬または処分は違法となりますので、十分ご注意ください。

必要なものリスト

- 補助金等交付申請書（別記第1号）※必須
- 補助金等交付申請書（別記第2号）
- 解体見積書の写し ※必須
- 同意書（借地の場合）
- 位置図・見取り図 ※必須
- 土地管理人指定届（土地管理が困難な場合）
- 廃屋解体撤去事業口座指定届 ※必須
- 廃屋解体撤去事業完了報告書 ※必須
- ①工事写真（着工前・工事中・完了後）
- ②収支計算書
- ③産業廃棄物管理票（マニフェスト）

住宅の解体撤去に伴い、土地の固定資産税の軽減が無くなる場合があります。詳しくは税務課（☎62-1152）までご相談ください。

【お申込み・お問い合わせ先】
町民生活課 生活環境係（☎67-7555）

ごみ収集カレンダー 4月

【A地区】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【B地区】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【農村地区】

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	

- 燃やせるごみ
- 燃やせないごみ
- 資源ごみ
- 資源ごみ（紙・プラ）
- 燃やせないごみ・プラ

家庭で使ったパソコン



次のいずれかの方法で排出してください

1. 宅配便による無料回収

町の連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル㈱が、宅配便による回収を行っています。回収品目にパソコン本体が含まれている場合、1箱分の回収料金が無料となります。プリンターなどの小型電子機器等も一緒に回収できます。詳細はリネットジャパンリサイクル㈱のホームページ (<https://www.renet.jp/>) をご覧ください。

2. パソコンメーカーに申し込み

各パソコンメーカーまたは(株)パソコン3R推進協会 (<https://www.pc3r.jp/>) までお問合せください。(PCリサイクルマークがついていないパソコンは、回収再資源化料金がかかります。)

4月大型ごみの収集

5日(火)、19日(火)

(全地区共通)

■お問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎67-7555

「町民参加手続き」に参加しませんか？

町の計画や政策に町民の皆さんの意見を生かすため、下記の方法により「町民参加手続き」の実施を予定しています。ぜひ、まちづくりに参加しましょう！

なお、日程や内容などは決まり次第、広報お知らせ版や町内各所に設置している「今日・D0ボード」、「町ホームページ」などでお知らせします。

■お問い合わせ先 企画課企画統計係 ☎62-2114

●委員を募集（公募）します

公募の時期	募集する委員の名称	担当課	その他の内容・備考
4月	広報モニター	企画課	5名以内募集
4月	体育館建設町民検討会議委員	社会教育課	無作為抽出により15名程度募集
5月～6月	清水町都市計画審議会委員	建設課	2名程度募集
6月	表彰者選考委員会委員	総務課	2名以内募集
7月	文化賞・スポーツ賞選考委員	社会教育課	1名募集
10月	国民保護協議会委員	総務課	2名以内募集
12月	使用料等審議会委員	総務課	2名以内募集
1月～3月	清水町農業委員	農業委員会	17名募集
2月	社会教育委員	社会教育課	1名募集

●意見提出制度等を実施します

手続の時期	意見提出制度等のテーマ	担当課	その他の内容・備考
5月～6月	「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について	農業委員会	
未定	新体育館建設基本構想・基本計画	社会教育課	基本構想・基本計画の策定

●審議会等を開催します（傍聴できます）

開催の時期	審議会等の名称	担当課	審議会等のテーマ
毎月	教育委員会会議	学校教育課	教育行政関連
毎月	農業委員会総会	農業委員会	農地法に基づく農地の売買・賃借等の申請協議
5月	総合計画審議会	企画課	清水町人口ビジョン・総合戦略の検証
6月	まちづくり基本条例審査会	企画課	町民参加手続きの実施状況など
9月	文化賞・スポーツ賞選考委員会	社会教育課	被表彰者候補者選考（一般）
11月	生活安全推進協議会	町民生活課	交通安全対策及び防犯対策など
8月～2月	国民健康保険運営協議会	町民生活課	国民健康保険税の税率等の検討
6月・3月	給食センター運営委員会	学校教育課	学校給食センターの運営について
6月～10月	体育館建設町民検討会議	社会教育課	新体育館建設基本計画等に係る意見聴取 ・スポーツ関係者3回 ・無作為抽出委員3回
9月	第1回清水町都市計画審議会	建設課	都市計画マスタープランについて
12月	総合計画審議会	企画課	第6期清水町総合計画の実施計画について
2月	第2回清水町都市計画審議会	建設課	都市計画マスタープランについて
2月	文化賞・スポーツ賞選考委員会	社会教育課	被表彰者候補者の選考（学生）
未定（年1回）	総合計画住民協議会	企画課	第6期清水町総合計画に係る意見交換
未定	使用料等審議会	総務課	使用料等改正に係る諮問（※改正がある場合のみ）
未定	総合教育会議	学校教育課	教育行政関連
未定	C S委員会（清水・御影）	学校教育課	教育行政関連
未定（年3回）	子ども・子育て支援会議	子育て支援課	子ども・子育て支援事業計画の検証 その他子育て支援に関する事業等の検証
未定（年3回）	社会教育委員の会議	社会教育課	社会教育行政の推進に係る意見交換
未定（年3回）	スポーツ推進委員会議	社会教育課	スポーツ活動の推進に係る意見交換

●懇談会等を開催します

開催の時期	審議会等の名称	担当課	備考
7月	各団体とのまちづくり懇談会	企画課	
11月	各地域とのまちづくり懇談会	企画課	各地域福祉館等で開催
未定	新体育館建設に係る利用者意見徴収	社会教育課	
未定	新体育館建設に係る町民説明会	社会教育課	

清水町消費生活センター便り

清水町保健福祉センター1階 第29号
平日 10:00～15:00 ☎0156-62-2688



フリマサービス
トラブル解決は当事者間で



事例1 フリマアプリでライブのDVDを購入した。商品到着後、すぐに受け取り評価をした。その後、海賊版のDVDであることが分かり、運営事業者に返品・返金を申し出たところ「受け取り評価済みのためどうすることもできない。出品者と直接交渉してほしい」と言われた。
(当事者：中学生 女性)

事例2 フリマアプリで黒のコートを出品し、取引が成立した。購入者にコートを送ったが、購入者が「写真を見てシルバーだと勘違いした。返品する」と言い、受け取り評価をしない。運営事業者に事情を伝えたが「当事者間で解決するように」と言われた。
(当事者：大学生 男性)

子どもサポート情報 2022. 1. 25 イラスト：黒崎玄 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活センターからのアドバイス

- フリマサービスは個人間の取引です。トラブルが起きた際は、原則として当事者間で解決するよう求められます。利用する際は、規約や初心者ガイドで、取引ルールやトラブル時の対応などについて確認しましょう。
- 商品到着後、購入者が受け取り評価をすると出品者に代金が支払われます。サービス上で取引完了となった後に問題に気付いても、相手と連絡が取れないことやサポートが受けられないことがあります。必ず商品をよく確認してから受け取り評価をしてください。

不安に思った時は、清水町消費生活センターに相談しましょう。☎0156-62-2688

自らが学びたい講座を開設できる

マイプラン講座

「マイプラン講座」とは？

町民のみなさんが新たにグループや団体をつかって、学習会を企画し、参加者を募って運営する講座「マイプラン講座」に対して、講師謝礼金の助成や参加者募集をお手伝いする事業を行っています。こんな講座をやりたい、こんな講師を招いてみたいとお考えの方は、ぜひお申し込みください。



対象者

町内に在住または勤務する5人以上の新たな団体



講座の会場

会場は清水町内とし、会場の確保は申請者が行います。なお、公民館、農村環境改善センターなどの社会教育施設の使用料は免除できます。



募集期間

令和4年4月28日(木)
※応募状況等により5月以降の申込可。
※公民館窓口にある申請書を提出ください。



お問い合わせ・お申込み 清水町教育委員会社会教育課 (Tel0156-62-5115)



学習内容・講師

趣味教養・家庭生活・芸術・技術の範囲です。
講師は団体外部の者としてください。



助成

講師料として1回につき5,000円以内



注意事項

- ①マイプラン講座の利用は、1団体につき年度内1講座で3年度間までとします。
- ②講師の人数は原則1人とし、講座の実施回数は1講座につき4回までとします。
- ③政治または宗教、および営利活動を目的とした団体は除きます。



4月予定



清水焙煎珈琲
67-9430 (本通5丁目3番地)



(定員10名)

開催日時	4月15日(金) 11:30~13:30
メニュー	おまかせメニュー&コーヒー 500円(税込)
催し物	「座ってできる筋力トレーニング！」 ※保健福祉課 保健師

ふるカフェカマクラヤ
67-7711 (御影東1条2丁目17番地)



(定員10名)

開催日時	4月15日(金) 14:00~15:00
メニュー	お楽しみスイーツ 500円(税込)
催し物	長生きのための養生法“八段錦”(第2回) ※保健福祉課 支援員

パーラー樹
62-2592 (南1条3丁目2番地5)



(定員10名)

店主都合のため、4月のさんさんカフェはお休みいたします。
再開をお待ちください。

催し物	
-----	--

さんさんカフェとは？

- ① 町内の飲食店を会場に開催しているサロンです！
- ② 子どもから大人まで町民は誰でも参加できます！
- ③ 各店の特別メニューと企画を楽しめます！
- ④ 65歳以上の町民の方には、各店舗で使用できる割引券を交付します！

※参加申し込みは各店舗まで!!
※参加時はマスク着用してご来店下さい!!

問い合わせ：役場保健福祉課在宅支援係 69-2233